

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、春日部都市計画駐車場の変更についての理由を示したものです。

I. 春日部都市計画区域における位置等

春日部都市計画区域は、都心から約35km圏、埼玉県の一部に位置しています。

また、春日部都市計画区域に含まれる土地の区域は、春日部市の行政区域の全域です。

【春日部駅西口自転車駐車場】

本施設は、春日部市中央一丁目に位置する面積約670㎡、構造地上3階、地下1階の自転車駐車場です。

II. 変更理由

東武鉄道伊勢崎線及び東武鉄道野田線が連続立体交差事業により高架化されることに伴い、高架下空間に自転車駐車場の確保が可能となることから、当該施設の廃止を行うものです。

III. 関連する都市計画

本都市計画駐車場の変更にあわせ、以下の都市計画を決定（変更）する予定です。

- ①都市高速鉄道（埼玉県決定）
- ②道路（埼玉県決定）
- ③用途地域（春日部市決定）
- ④防火地域及び準防火地域（春日部市決定）
- ⑤道路（春日部市決定）
- ⑥地区計画（春日部市決定）